

令和 8 年 9 月 24 日
みどり 3 3 推進担当部
公園整備利活用推進課

玉川野毛町公園拡張事業における

「便益・サービスの拠点となる施設」の公募設置等計画の認定について

1 要 旨

玉川野毛町公園拡張事業は、令和 5 年 2 月に基本設計を策定し、公園利用者の利便性向上や地域課題の解決に向け、既開園区域に設置予定の「便益・サービスの拠点となる施設」について、公募設置管理制度（Park-PFI：別紙 1「Park-PFI 概要」）を活用した公募を令和 6 年 2 月から開始し、選考を進めていたが、選考途中で応募事業者より辞退の申し出があったため、公募手続きを中止し、令和 7 年 10 月に改めて再公募を実施した。

この度、再公募における事業者の選考及び協議を行った結果、代表企業：株式会社コトブキが提出した公募設置等計画を認定し、認定計画提出者として決定したため報告する。



2 経 緯

令和 6 年 2 月	公募開始 (応募事業者 1 社)
8 月～	審査・区民意見聴取
10 月	事業者辞退
11 月	都市整備常任委員会報告 (公募の見直しについて)
12 月～	民間事業者等からのヒアリング
令和 7 年 9 月	都市整備常任委員会報告 (再公募について)
10 月	再公募開催 (応募事業者 1 社)
令和 8 年 2 月～	審査・区民意見聴取・選考

6月	公募設置等計画について協議
9月	公募設置等計画及び設置者の認定

3 公募設置等計画の概要及び公示内容

都市公園法第5条の5第1項および第2項の規定に基づき、公募設置等計画を下記のとおり認定し公示する。

1) 認定計画提出者

代表企業 株式会社コトブキ

2) 認定をする公募設置等計画概要

公募対象公園施設：カフェ店舗、軽食物販、
オープンプレイエリア（遊具や休憩施設）等
特定公園施設：公園管理事務所、公園利用者向けトイレ等

3) 公募設置等計画を認定した日

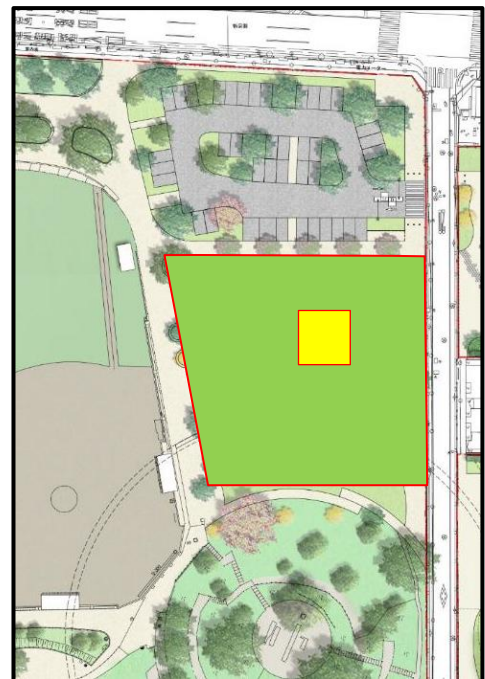
令和8年9月4日

4) 認定の有効期限

供用開始から20年間

5) 公募対象公園施設の場所

玉川野毛町公園内指定場所



■・・・公募対象公園施設の範囲

■・・・特定公園施設の範囲

4 今後のスケジュール

令和 8年 9月から	認定計画提出者による設計
令和 9年10月頃	認定計画提出者による工事開始
令和10年12月頃	運営開始

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる